

秋田市告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 グッドラック センター プライズ	居宅・訪問 介護ステー ションホ ットらつく	秋田市土崎港南 三丁目9番30号	令和4年5月1日	訪問介護
豊興産株式 会社	らいく 訪 問看護ステ ーション	秋田市新屋扇 町12番49号	令和4年5月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護